

だんだん春めいてまいりましたが、皆様、お変わりありませんか。

1月21日(土)に開催した第3回思春期サポートブレイス講演会は、71名の方に御参加いただきました。今号は、第3回思春期サポートブレイス講演会の御報告を中心にお送りします。あわせて、来年度の思春期サポートブレイス講演会の予定をお知らせします。また、今年度の思春期サポートブレイス グループミーティングについて御報告します。

今年度最後の思春期サポートブレイス通信になります。この1年間、この通信をはじめ、当センターの各種事業を御利用いただき、ありがとうございました。

1/21(土)に

第3回 思春期サポートブレイス講演会 を開催しました！！

講師 認定NPO法人 フリースペースたまりば 理事長
精神保健福祉士

西野 博之 先生

「子供が一步踏み出すきっかけや踏み出したとき等に
家族との関りを支えてくれる関係機関」
～不登校を支える居場所のチカラ～

～ 西野先生の御講演から、「川崎市子どもの権利に関する条例」についての部分をお伝えします ～

○川崎市子どもの権利に関する条例とは？

- ・日本で最初の子どもの権利に関する総合的な条例

○いつできたものか

- ・1998年9月に具体的な策定作業がスタート
- ・2000年12月21日川崎市議会にて全会一致で可決
- 2001年4月1日施行。

○どのようにつくられたのか

- ・条例案づくりを市民・子ども参加の中で進めた
- ・200回を超える様々な会議や集会がもたれ、約2年近くをかけてつくられた。

「川崎市子どもの権利に関する条例」第11条では、「ありのままの自分でいる権利」について書かれています。

子どもは、一人ひとりの違いが認められ、秘密が守られ、人として大切にされます。また、ホッとできる場所で楽しく遊んだり、体を休ませたりできます。

また、第27条では「子どもの居場所」について書かれています。

子どもには、ありのままの自分でいること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、若しくは活動すること又は安心して人間関係をつくり合うことができる場所(以下「居場所」という。)が大切であることを考慮し、市は、居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及びその存続に努めるものとする。

西野先生が理事長をなさっている「フリースペースたまりば」が運営している「川崎市子ども夢パーク」は、この「川崎市子どもの権利に関する条例」をもとにつくられた施設だそうです。子どもには安心できる場所で休む権利があり、そのための居場所が大切、とのことでした。

不登校の時期が、休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつ時期となるよう、家庭が、安心して過ごせる居場所になるといいですね。西野先生は、子どもは、保護者の方が感じている「自分の子どもが不登校」という不安を感じ取ることで、より追いつめられていくとおっしゃっていました。子どもには、叱咤激励よりも、「大丈夫だよ」という声掛けと、干渉しすぎないことが望ましいそうです。安心できる居場所ですっかり休んだ子どもは、自然と欲が湧いてきて、自分の頭で考え、自分の足で歩きますとのことでした。

子どもの力を信じ、だいじょうぶのタネをまこう

西野先生からの
メッセージ



** 令和5年度の予定 思春期サポートブレイス講演会 **

- 第1回 令和5年 6月17日(土) 午後2時から午後4時30分まで
- 第2回 令和5年 10月21日(土) 午後2時から午後4時30分まで
- 第3回 令和6年 1月20日(土) 午後2時から午後4時30分まで

テーマと講師については、令和5年5月以降に当センターWeb ページで御確認ください。

参加申し込みは、各開催日1か月前から電話で受け付けます。

03-3360-4192までお電話ください。(平日午前9時～午後5時)

** 令和4年度 **

思春期サポートブレイスグループミーティング ** 御報告 **

高校生相当年齢の子どもの保護者4名を迎え、当センター心理職2名と共に5回実施しました。「**保護者のセルフケア**」「**子供との付き合い方**」等毎回テーマを決めて話し合うことで、お互いの体験や気持ちを共有することができました。

令和5年度も実施を予定しています。御興味がありましたら、03-3360-4192までお問い合わせください。(平日午前9時から午後5時まで)